



秩父市ドローン 社会実装コンソーシアム

Chichibu Drone Social Implementation Consortium

— 第1回 設立総会 —
2024年9月20日(金)

事務局：秩父市 先端技術推進課

日時：2024年9月20日(金)15:30～17:00

会場：秩父市地場産業振興センター
(オンライン併用)

1 開会

2 挨拶 (秩父市長 北堀 篤)

3 内容

(1)議案 第1号：設立趣意書、規約の承認

(2)議案 第2号：2024年度実施計画の承認

(3)議案 第3号：運営体制の報告

(4)会員紹介

(5)その他

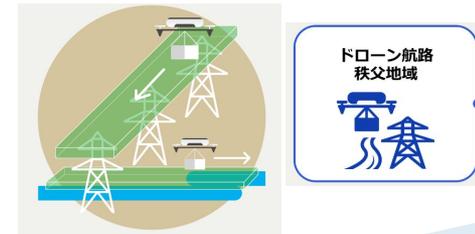
4 閉会

挨拶 秩父市長 北堀 篤

議案 第1号：設立趣意書、規約の承認

コンソーシアム設立の背景

市では2016年からドローン活用の検討を開始し、技術・サービス検証を継続的に
行ってきた。ドローン航路の先行地域の選定を契機に、本格的な社会実装期へ移行し、
地元運用を見据えた体制強化のため、コンソーシアムを設立することとした。

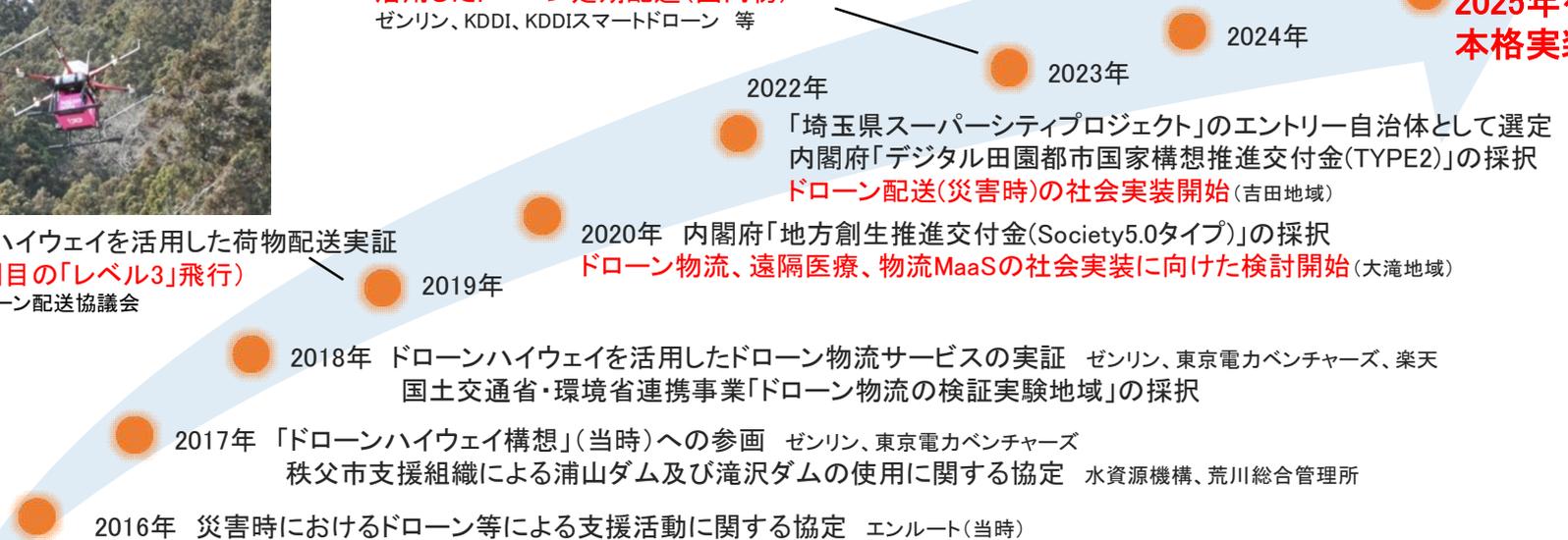


ドローンハイウェイを活用した荷物配送実証
(国内2例目の「レベル3」飛行)
秩父市ドローン配送協議会

中津川地区で衛星通信「Starlink」を
活用したドローン定期配送(国内初)
ゼンリン、KDDI、KDDIスマートドローン 等

政府「デジタルライフライン全国整備総合計画」にて
ドローン航路の先行整備地域として選定

2025年～
本格実装へ



技術実証期(2016～2019年)

実装検証期(2020年～2024年)

社会実装期(2025年～)

- 名称** : 秩父市ドローン社会実装コンソーシアム
略称: CDC (Chichibu Drone Social Implementation Consortium)
- 設立日** : 2024年9月20日
- 会長** : 北堀 篤 (秩父市長)
- 会員数** : 法人会員28社、オブザーバ19団体 (2024/9/20時点)
- 事務局** : 秩父市 産業観光部 先端技術推進課

ロゴマーク



秩父市ドローン
社会実装コンソーシアム
Chichibu Drone Social Implementation Consortium

- コンソーシアムの略称「CDC」を組合せ、ドローンのシルエットを構成
- また、(民：市民)が夢や未来を求めるD(Desire Dream)を中心として、(産)(官)(学)(金)の社会実装に必要となる4つのステークホルダーが連携していく様子を表している
- カラーは、澄んだ青空をイメージした「Sky Blue」を採用

市では、令和6年4月から開始した「第3期秩父市総合戦略」の基本方針と基本目標において、「デジタルライフライン全国総合整備計画」をきっかけとして、地域のデジタルライフラインの整備を国等と協力して実施していくことを明記しており、基本目標である「多様な企業支援により安定した雇用を創出する」を達成するための具体的な事業として、**ドローンなどの先端産業分野の育成及び事業・産業誘致に向けた取り組みを推進**することとしている。

そこで、官産学金民の各団体による連携において、積極的かつ主体的な参画を促し、ドローンを中心とした先端技術を活用した各サービスの社会実装による地域課題の解決を図り、先駆的で持続可能なまちづくりを実現させることを目的に設立する。

秩父市ドローン社会実装コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、「秩父市ドローン社会実装コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、産学官金民の各団体による連携において、積極的かつ主体的な参画を促し、ドローンを中心とした先端技術を活用した各サービスの社会実装による地域課題の解決を図り、先駆的で持続可能なまちづくりを実現させることを目的とする。

(活動内容)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員主導によるドローンの利活用をはじめとしたプロジェクトの創出支援
- (2) 実証フィールドの提供等、会員による実証実験や社会実装に向けた取り組みへの支援
- (3) 会員間の情報共有及び連携促進に関する活動
- (4) 分科会の開催等による知識向上に関する活動
- (5) 先駆的なまちづくりのための事業化支援、交付金等の申請準備
- (6) その他コンソーシアムの目的達成に資する活動

(会員)

第4条 コンソーシアムの目的に賛同する企業及び団体等を会員とする。

2 会員の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般会員 会員の登録申請を行い、事務局に承認された団体又は個人事業主
- (2) オブザーバー 会員の登録申請を行い、事務局に承認された国・県・自治体等

(代表)

第5条 コンソーシアムの代表者として会長1名を置き、市長をもってこれに充てる。

(事務局)

第6条 コンソーシアムの事務局は、秩父市産業観光部先端技術推進課に置く。

(事務局の取組)

第7条 事務局は次の各号に掲げる事務を遂行する。

- (1) コンソーシアムの基本となる活動方針の決定
- (2) 会員主導のプロジェクトの募集並びに同プロジェクトに対する意見及び助言

(3) 会員間の情報共有及び連携の促進

(4) 部会の設置、廃止の決定

(5) その他コンソーシアムの目的の達成に資する取組

2 事務局は、会員主導のプロジェクトについて、当該会員に対し、必要な報告を求めることができる。

(登録申請)

第8条 第4条の会員登録を希望する企業及び団体等は、秩父市ホームページ上の会員登録申請フォームにより、登録の申請を行うものとする。

(登録審査)

第9条 事務局は、前条の申請があったときは速やかに内容の確認及び審査を行い、登録の承認、否決を決定する。

2 事務局は、前項の審査終了後、申請者に対し速やかに通知する。

(掲載及びその同意)

第10条 事務局は、登録を承認した会員の情報をコンソーシアムホームページに掲載する。

(会費等)

第11条 コンソーシアムの会費及び入会金等は無料とする。ただし、令和7年度以降は有料を検討する。

(退会)

第12条 コンソーシアムからの退会を希望する会員は、会長に対して書面により届け出ること、コンソーシアムから退会することができる。

2 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を棄損する行為があったとき若しくは次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、会長は当該会員を退会させることができる。

- (1) 本規約に違反、もしくはコンソーシアムの信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散若しくは営業を停止し又は活動実態がないと認められたとき
- (3) 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) その他コンソーシアムの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めたとときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

2 総会は、コンソーシアムの事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会)

第14条 コンソーシアムは、その目的を達成するために必要な取組を検討、推進するための作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、その目的に賛同する会員で構成する。

(秘密保持)

第15条 コンソーシアムの活動において知り得た他の会員の技術的な情報及び秘密情報のうち秘密である旨明示された情報については、コンソーシアムへの在籍期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に開示される情報に関するすべての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利帰属)

第16条 コンソーシアムの過程において新たに生じた知的財産権(産業財産権、産業財産権を受ける権利、著作権及びその他一切の知的財産権並びに外国における上記各権利に相当する権利)の帰属は以下のとおりとする。

(1) 会員が単独で行った発明、考案及びプログラム等の創作並びに著作等(以下「発明等」という。)から生じる知的財産権は、当該発明等を行った当事者に帰属するものとする。

(2) 会員が共同して行った発明等から生じる知的財産権は、当該発明等を共同して行った当事者間で共有するものとする。その他取扱いについては当該当事者間で協議の上決定する。

2 前項の規定は、本コンソーシアム入会前に会員によって保持されていた知的財産権及びコンソーシアム入会中にコンソーシアムとは関係なく会員によって保持される知的財産権(以下「既存の知的財産権」という。)について、他の会員に移転するものではなく、既存の知的財産権については、当該権利者に留保されるものとする。

(事業年度)

第17条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の制定改廃)

第18条 本規約の制定改廃は会長が行い、改廃した場合は、会員に通知する。

(その他)

第19条 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

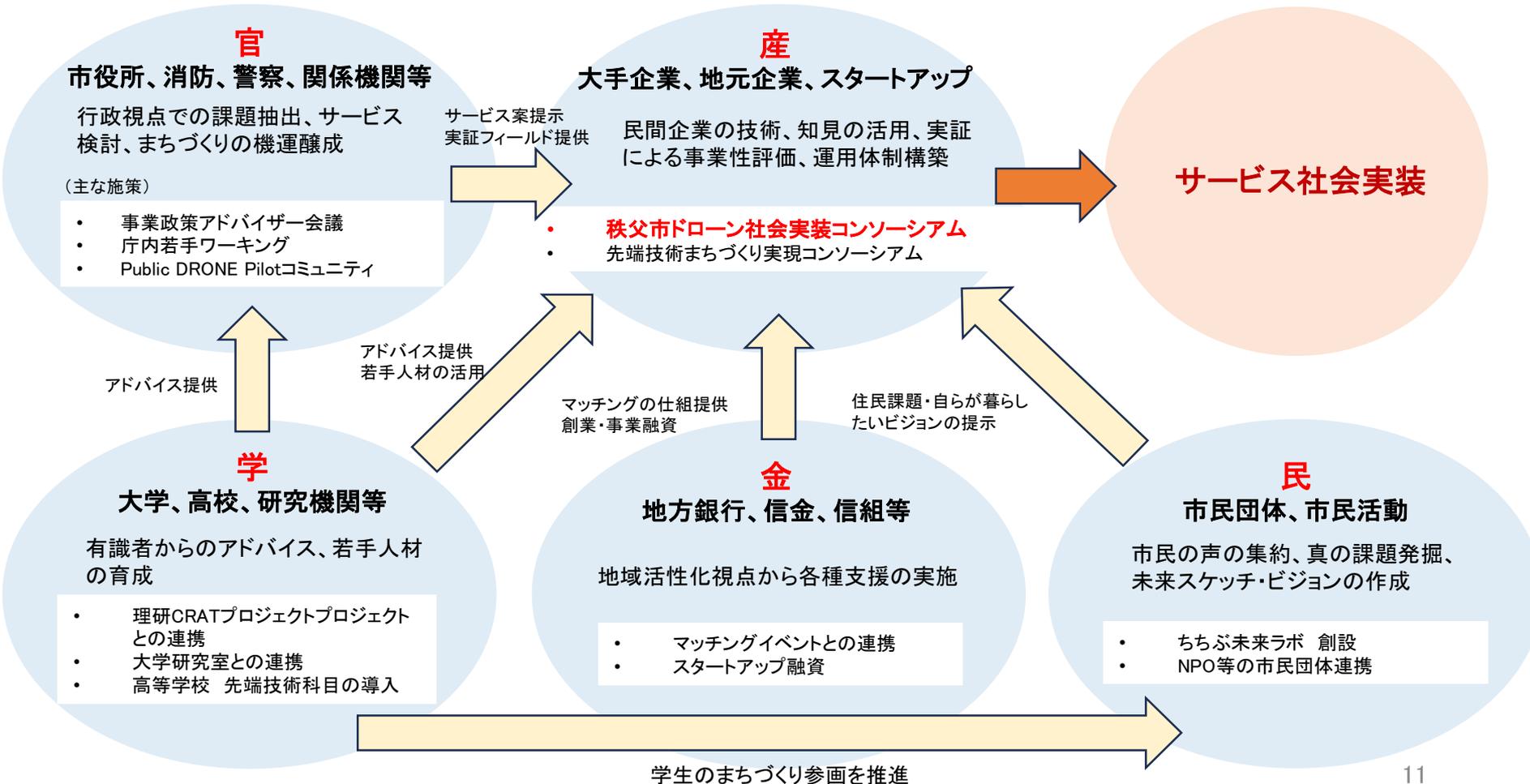
附 則

この規約は、令和6年9月20日から施行する。

議案 第2号：令和6年度実施計画の承認

コンソーシアムの位置付け

- ▶ 消滅可能性都市からの離脱、先駆的で持続可能なまちづくり実現に向けて産官学金民(市民)の総力体制で本気で挑むことが重要
- ▶ 本コンソーシアムは、民間企業の技術や知見を活用し、サービス社会実装の出口となる機能を担う



コンソーシアムの最終ゴール 2028年度(R10) 『消滅可能性都市からの離脱、先駆的で持続可能なまちづくり実現』

KPI①ドローン関連サービスの運用開始	:導入サービス数 10以上
KPI②社会実装の仕組みとルール(エコシステム)の構築	:スタートアップ数 5以上
KPI③ドローン以外の先端技術を含めたサービス実装への進展	:対象分野 10以上

重点施策① コンソ内外の連携強化

コンソーシアム内に留まらず、外部機関やプロジェクトとの連携を強化し、イノベーションが生まれやすい環境を提供

- 部会の定期開催
- 外部プロジェクトとの意見交換及び積極的な連携
- 多様な人材が参加する交流拠点の整備 等

重点施策② 地元若手人材の育成

市から新産業やスタートアップを生み出すため、特に経営者や運営を担う若手人材を育成する仕組みを提供

- 大学研究室や高等教育機関との連携
- ドローンスクールの開校
- スタートアップ融資制度の創設 等

重点施策③ 成果の対外発信

積極的に成果を対外発表し、市外へのサービス横展開を支援。会員のモチベーション向上を図り、コンソーシアムの参画意義を明確化

- ドローンサミット等の大規模イベントやオンライン講演会の開催
- コンソHP上で会員企業の保有シーズを紹介 等

今年度の重点検討分野

- ▶ 今年度は、地元へのニーズヒアリングと法令や技術等の外部環境を踏まえ、社会実装により近い領域である「物流」「点検」「空撮」を重点検討分野とする
- ▶ ただし、会員からのシーズ提案等を踏まえ、上記以外の分野も検討範囲として設定することも可能とする方針

地域課題 (秩父市の 重点分野)	行政の人材不足/人口減での 税収減少	二次交通の 撤退/赤字	物流クライシス/ ドライバー不足の深刻化	観光需要の 平準化/雇用 対策/人手不足	超高齢化社会への対応/ 社会福祉費の増大	災害被害の 基大化/自然 災害の多発	カーボンニュートラルへの対応/ SDGsへの 取り組み	多様な決済手段への対応/ 地域通貨による地域活性	インフラ老朽化、維持 更新コストの増大	有害鳥獣/ 従事者の 高齢化/担 い手不足
	行政手続	交通	物流	観光・産業	医療/ヘルス ケア	防災	環境	教育/ 子育て	インフラ管 理	農業・ 林業
サービス メニュー (案)	書かない窓口	デマンドタクシー SAVS	ドローン物流	観光MaaS	遠隔医療	緊急物資輸送 (ドローン)	水素ステーション(理研連携)	子供の見守り	河川巡視	有害鳥獣対策
	市役所MaaS	ライドシェア	共同配送	渋滞/混雑予測	オンライン健康 相談	V2L	EV公用車	母子健康手帳 アプリ	橋梁/施設点検	農作物 集荷代行
	デジタル広報誌	グリーンスロー モビリティ	貨客混載	デジタル地域通 貨	オンライン健康 イベント	デジタル避難所	バックカー車巡回 ルート/運行管 理	鳥獣害対策		森林情報 データ管理
ドローンの 活用分野		(空飛ぶクルマ)	物流ドローン 大型ドローン	先端技術産業創 出・人材育成	物流ドローン (医薬品配送)	赤外線ドローン・ 物流ドローン		有害鳥獣追い払 い用ドローン	点検ドローン 測量ドローン	赤外線ドローン・ 物流ドローン

今年度の ゴール

大滝地域で実施中の共同配送サービス「おむす便」とドローン配送の連携(※)及び吉田地域、浦山地区へのサービスの横展開に向けたビジネス検証の完了
 ※Society5.0事業と連携して実施

■共同配送サービス「おむす便」のイメージ 出典:秩父市



	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討 スケジュール	★総会	★部会	★部会	★部会	★部会	★部会	★部会
	情報共有・意見交換				サービス実証		
	サービス実施体制 ビジネスモデル検討				成果とりまとめ		

今年度の
ゴール

点検対象設備及びサービス実装エリアの確定及び
 ドローン点検サービスの実装に向けたビジネス検証の完了(※)
 ※NEDOドローン航路プロジェクトと連携して実施

■点検対象設備のイメージ



ダム・河川



橋梁・トンネル



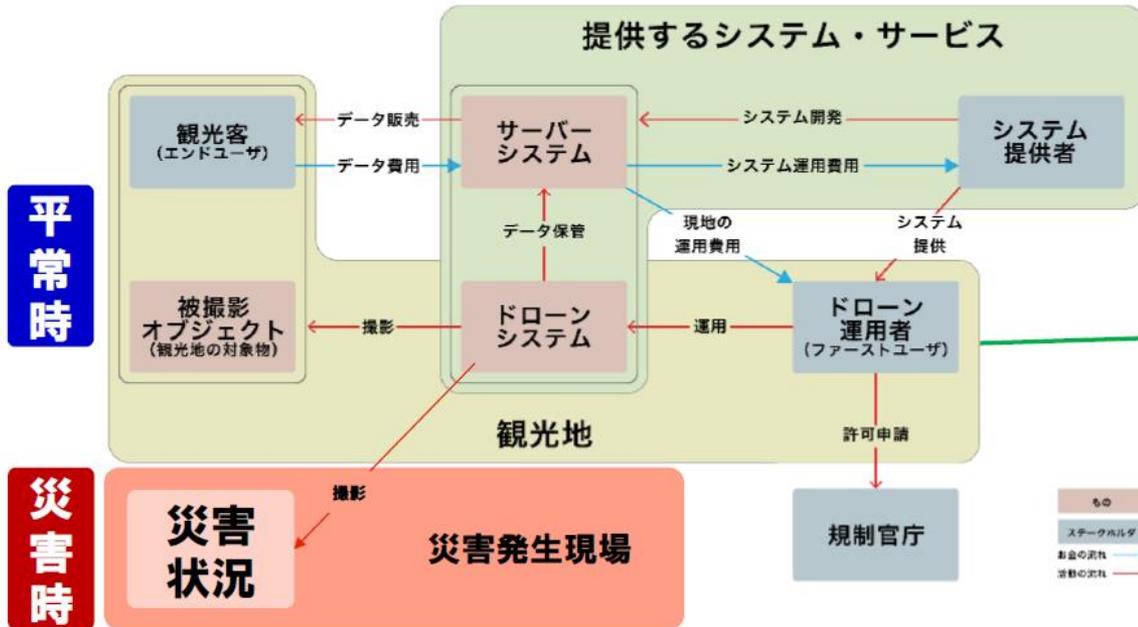
公共・観光施設

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討 スケジュール	★総会	★部会	★部会	★部会	★部会	★部会	★総会
		関係機関との調整 意見交換		サービス実施体制 ビジネスモデル検討		サービス実証	成果とりまとめ

今年度の
ゴール

観光客向け記念空撮サービスと公的機関における空撮データ共有サービスの有用性評価及びビジネス検証の完了(※)
 ※NEDOドローン航路プロジェクトと連携して実施

■災害対応・観光ドローンシステム(案) 出典:公立はこだて未来大学



ドローン運用者は地域で雇用することを想定
 ドローンシステムとサーバーシステムが

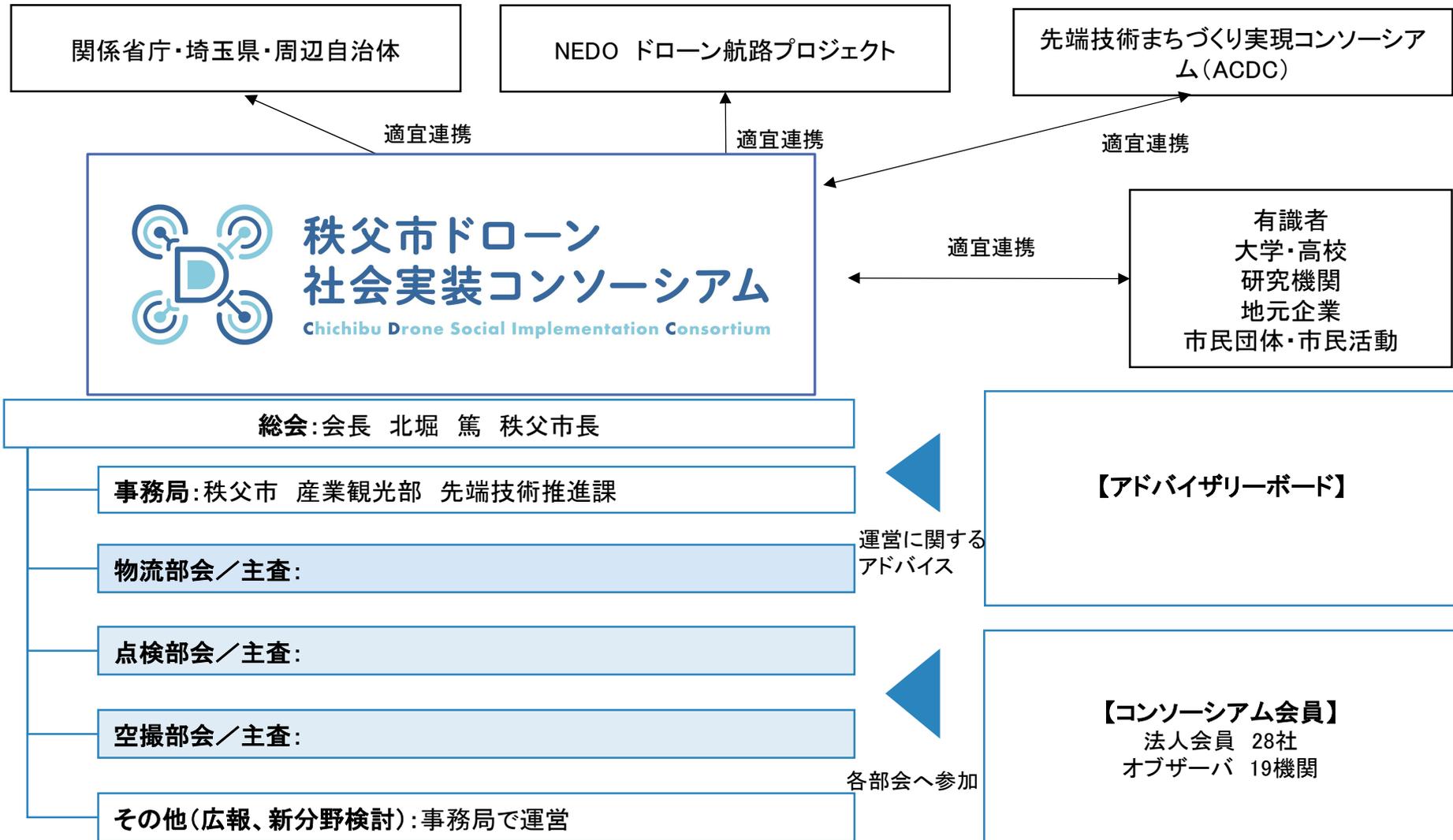
- ① 記念撮影の飛行制御
- ② 撮影動画の自動編集
- ③ 観光客へ動画共有
- ④ 災害状況把握の飛行

をすることで、運用者は簡単に記念撮影、災害対応の運用が可能となる。

検討
スケジュール

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
★総会	★部会	★部会	★部会	★部会	★部会	★総会
情報共有・意見交換			サービス実施体制 ビジネスモデル検討		サービス実証	
						成果とりまとめ

議案 第3号：運営体制



(4) 会員紹介 —別紙のとおり—

(5) その他

【各部会への参加について】

- 今年度に設置する3部会に関しては、参加の意思表示があった会員にご参加いただきます。
- 以下の情報を「**9月30日（月）**」までに事務局へご連絡をお願いします。
 - ▶ 参加希望の部会名：物流、点検、空撮（複数参加可）
 - ▶ 部会登録参加者：会社名・部署名・役職・氏名
 - ▶ シーズ提案：各部会へ提案したい保有しているソリューション
 - ▶ 部会への要望事項：部会へ期待すること、検討してほしい事項 等
 - ▶ その他、物流、点検、空撮以外の分野でのシーズのご提案

【次回の各部会について】

- **10月7日（月）午後**の時間帯で、第1回の各部会をオンラインにて開催します。

【連絡先】

CDC事務局：秩父市 産業観光部 先端技術推進課

メール：sentan@city.chichibu.lg.jp

TEL：0494-21-5522



秩父市ドローン 社会実装コンソーシアム

Chichibu Drone Social Implementation Consortium